

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 危機管理防災課

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	法令の番号	昭和45年法律第96号
許認可等の種類	電気工事業の登録又は更新の登録	根拠条項	第3条第1項又は第3項
審査基準	法第4条及び規則第2条に基づき申請されていること。 法第6条（登録の拒否）第1項に該当していないこと。		
	受付機関 危機管理 防災課	処理機関 危機管理 防災課	交付機関 危機管理防災課
		標準処理期間	10～20日
		標準経由期間	—日
		目次NO	57～